

入管法改正案（政府案）と、現行省令（被收容者処遇規則）／刑事収容施設との比較対照表

2021/4/23PM11 seki

被收容者処遇規則 *一部／現行入管法 (昭和五十六年法務省令第五十九号)		入管法改正案		刑事収容施設法	
		「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」案（第204回国会／衆／閣法／36号）		刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）	
		第五章の二（新設）被收容者の処遇		関連規定等	
		第一節 総則			
		(入国者收容所等の事務) 第五十五条の三			
		1 地方出入国在留管理局に、收容場を設ける。 2 入国者收容所等は、次に掲げる者を收容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。 一 收容令書の執行を受ける者 二 退去強制令書の発付を受け、第五十二条第九項、第五十二条の四第五項若しくは第六項の規定又は第五十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により收容される者			
(目的) 第一条	この規則は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)により入国者收容所又は收容場(以下「收容所等」という。)に收容されている者(以下「被收容者」という。)の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的とする。	(処遇の原則) 第五十五条の四	1 被收容者(入国者收容所等に收容されている者をいう。以下この章及び第七十二条の二において同じ。)の処遇は、被收容者の人権を尊重しつつ適正に行わなければならない。 2 被收容者には、入国者收容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。		
(生活様式の尊重) 第二条	入国者收容所長及び地方出入国在留管理局長(以下「所長等」という。)は、收容所等の保安上支障がない範囲内において、被收容者がその属する国の風俗習慣によつて行う生活様式を尊重しなければならない。				【従前規則】「その属する国の生活様式の尊重」という原則あり。 ↓ 【改正法案】当該規定消滅
(意見聴取等) 第二条の二	所長等は、被收容者からの処遇に関する意見の聴取、收容所等の巡視その他の措置を講じて、被收容者の処遇の適正を期するものとする。			(意見聴取) 第六条	刑事施設の長は、その刑事施設の適正な運営に資するため必要な意見を関係する公務所及び公私の団体の職員並びに学識経験のある者から聴くことに努めなければならない。 【従前規則】被收容者からの意見の聴取等による適正な処遇を期するとの規定あり ↓ 【改正法案】当該規定消滅。刑事施設にある、有識者からの意見聴取の規定も除外。
(收容所等の構造及び設備) 第三条	1 收容所等の構造及び設備は、被收容者の健康及び收容所等の秩序を維持するため、通風、採光、区画及び使用面積等に配慮するとともに、被收容者の逃走、奪取、暴行、自殺その他の事故(以下「保安上の事故」という。)を防止するため、堅固で看守に便利ないようにしなければならない。 2 收容所等には、地震、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に備え、非常口を設け、かつ、警報ベル、消火器、避難器具等を備えておかななければならない。				【従前規則】收容所等の備えるべき構造／設備の要件のあり ↓ 【改正法案】当該規定消滅
(帳簿の備付) 第四条	收容所等には、次に掲げる帳簿を備え、所定事項を記録しておかななければならない。 一 別記第一号様式による被收容者名簿 二 別記第二号様式による看守勤務日誌 三 別記第三号様式による被收容者診療簿 四 別記第四号様式による被收容者面会簿 五 別記第五号様式による被收容者郵便物発受信簿 六 別記第六号様式による被收容者給食簿 七 別記第七号様式による被收容者物品貸与簿 八 別記第八号様式による被收容者物品給与簿				【従前規則】帳簿の備付義務規定あり ↓ 【改正法案】当該規定消滅
		(活動の援助) 第五十五条の五	1 入国者收容所長又は地方出入国在留管理局長(以下この章及び第八章において「入国者收容所長等」という。)は、法務省令で定めるところにより、被收容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動その他の活動について、援助を与えるように努めなければならない。 2 入国者收容所長等は、前項の規定による援助の措置として、入国者收容所等に書籍を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍の閲覧の方法は、入国者收容所長等が定めるものとする。	(活動の援助) 第八十五条	留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、被留置者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動その他の活動について、援助を与えるように努めなければならない。
		(宗教上の行為) 第五十五条の六	被收容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、禁止し、又は制限してはならない。ただし、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。	(一人で行う宗教上の行為) 第六十七条	被收容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。
		(書籍等の閲覧) 第五十五条の七	1 被收容者が自弁の書籍等(書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画(信書を除く。))をいう。以下この章において同じ。)を閲覧することは、次項に規定する場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。 2 被收容者が書籍等を閲覧することにより、入国者收容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときには、その閲覧を禁止することができる。	(自弁の書籍等の閲覧) 第六十九条 第七十条	被收容者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節及び第十二節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。 1 刑事施設の長は、被收容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。 一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。 二 被收容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。 三 被收容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。 2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、被收容者にその費用を負担させることができる。この場合において、被收容者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止する。
(收容区分) 第五条	男子と女子とは、分離して收容しなければならない。ただし、所長等が被收容者の保護又は看護のため必要があると認めるときは、この限りでない。	(被收容者の分離) 第五十五条の八	1 男子の被收容者と女子の被收容者とは、分離して收容しなければならない。ただし、入国者收容所長等が被收容者が被收容者である乳児を監護する必要がある場合その他特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 入国者收容所長等は、第五十五条の十九第二項の身体の検査及び第五十五条の四十九第二項の身体又は着衣の検査以外の場合であっても、女子の被收容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるように努めなければならない。	(被收容者の分離) 第四条	1 被收容者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互いに分離するものとする。 一 性別 二 受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。)、未決拘禁者(受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。)、未決拘禁者としての地位を有する受刑者、死刑確定者及び各種被收容者の別 三 懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者の別 2 前項の規定にかかわらず、受刑者に第九十二条又は第九十三条に規定する作業として他の被收容者に接して食事の配給その他の作業を行わせるため必要があるときは、同項第二号及び第三号に掲げる別による分離をしないことができる。 3 第一項の規定にかかわらず、適当と認めるときは、居室(被收容者が主として休息及び就寝のために使用する場所として刑事施設の長が指定する室をいう。次編第二章において同じ。)外に限り、同項第三号に掲げる別による分離をしないことができる。
(女子の被收容者に関する特別) 第四十条の二	1 所長等は、女子の被收容者の身体及び衣類の検査並びに入浴の立会は、女子の入国警備官に行わせるなければならない。ただし、女子の入国警備官が不在の場合は、入国警備官以外の女子の職員を指名して、その者に行わせることができる。 2 所長等は、前項本文に定める場合のほか、女子の被收容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるように努めなければならない。				
		(実地監査) 第五十五条の九	出入国在留管理庁長官は、法務大臣の定めるところにより、この章の規定の適正な施行を確保するため、その職員のうちから監査官を指名し、各入国者收容所等について、毎年一回以上、実地監査を行わせるなければならない。	(実地監査) 第五条	1 法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各刑事施設について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせるなければならない。

現行入管法61条の7の2	⇒(条文言言そのまま移動)⇒	(入国者収容所等視察委員会)第五十五条の十	1 法務省令で定める出入国在留管理官署に、入国者収容所等視察委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者収容所等を視察し、その運営に関し、入国者収容所長等に対して意見を述べるものとする。	(刑事施設視察委員会)第七条	1 刑事施設に、刑事施設視察委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。 2 刑事施設に、刑事施設視察委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。	視察委員会関連規定は、従前の入管法にあった規定を横滑り。
現行入管法61条の7の3	⇒(条文言言そのまま移動)⇒	(組織等)第五十五条の十一	1 委員会は、委員十人以内で組織する。 2 委員は、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。 3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。 4 委員は、非常勤とする。 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。	(組織等)第八条	1 委員会は、委員十人以内で組織する。 2 委員は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。 3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。 4 委員は、非常勤とする。 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。	
現行入管法61条の7の4	⇒(条文言言そのまま移動 ※4項の引用条文番号のみ調整)⇒	(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)第五十五条の十二	1 入国者収容所長等は、入国者収容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。 2 委員会は、入国者収容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者収容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入国者収容所長等に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。 3 入国者収容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。 4 第五十五条の六十第一項、第五十五条の六十一及び第五十五条の六十二の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を差し止め、若しくは制限してはならない。	(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)第九条	1 刑事施設の長は、刑事施設の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。 2 委員会は、刑事施設の運営の状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、刑事施設の長に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。 3 刑事施設の長は、前項の視察及び被収容者との面接について、必要な協力をしなければならない。 4 第二百二十七条(第四百四十四条において準用する場合を含む。)、第三百三十五条(第三百三十八条及び第四百二条において準用する場合を含む。)、及び第四百零四条の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならない。	
現行入管法61条7の5	⇒(条文言言そのまま移動)⇒	(委員会の意見等の公表)第五十五条の十三	法務大臣は、毎年、委員会が入国者収容所長等に対して述べた意見及びこれを受けて入国者収容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	(委員会の意見等の公表)第十条	法務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	
現行入管法61条7の5	⇒(条文言言そのまま移動 ※1項の引用条文番号のみ調整)⇒	(出国待機施設の視察等)第五十五条の十四	1 委員会は、第五十五条の十第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設(第十三条の二第一項に規定する法務省令で定める施設をいう。以下この項及び第五十九条第三項において同じ。)の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に関し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長に対して意見を述べるものとする。 2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行う場合に準用する。			
		(参観)第五十五条の十五	入国者収容所長等は、その入国者収容所等の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる。	(参観)第十二条	刑事施設の長は、その刑事施設の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる。	【改正法案】収容所等の参観の規定を新設
		(研修及び訓練)第五十五条の十六	入国者収容所等に勤務する入国警備官には、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。	(刑務官)第十三条 (留置業務管理者等)第十六条	3 刑務官には、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。 2 留置施設に係る留置業務に従事する警察官(以下「留置担当官」という。)には、被留置者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被留置者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。	【改正法案】入国警備官に対する人権理解習得のための研修等の規定が新設された。
		(医師等職員の国家公務員法等の特例)第五十五条の十七	1 医師等職員(入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員である医師又は歯科医師をいう。以下この章において同じ。)であつて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける者は、部外診療(病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣府令・法務省令で定める施設(これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。)において行う医療又は歯科医療(当該医師等職員が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねて行うもの及び自ら営利を目的とする私企業を営んで行うものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする場合において、当該部外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官の承認を受けることができる。 一 その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)において、勤務しないこととなる場合 二 報酬を得て、行うこととなる場合 2 前項の承認を受けた医師等職員が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第一百零一条第一項前段の規定は、適用しない。 3 第一項の承認を受けた医師等職員が、報酬を得て、当該承認に係る部外診療を行う場合には、国家公務員法第四百零四条の許可を要しない。 4 第一項の承認を受けた医師等職員が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。			【改正法案】常勤医師確保困難を踏まえ、医師の兼職等についての緩和規定を新設。
(適法な収容)第六条	所長等は、新たに収容される者を収容所等に収容するときは、その収容が適法であることを確認しなければならない。	第二節 収容の開始				【従前規則】収容開始時の、所長による収容の適法性確認義務規定あり。 ↓ 【法制法案】当該規定消滅

<p>(遵守事項) 第七條</p> <p>1 収容所等の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被収容者の遵守すべき事項(以下「遵守事項」という。)は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 逃走し、又は逃走することを企てないこと。 二 自損行為をし、又はこれを企てないこと。 三 他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと。 四 他人に対する迷惑行為をしないこと。 五 収容所等の設備、器具その他の物を損壊をしないこと。 六 許可を得ないで、外部の者との物品の接受をしないこと。 七 凶器、発火物その他の危険物を所持、使用しないこと。 八 職員の仕事執行を妨害しないこと。 九 整理整頓とん及び清潔の保持に努めること。 <p>2 所長等は、前項のほか、収容所等の実情に応じ、出入国在留管理庁長官の認可を受けて遵守事項を定めることができる。</p> <p>3 所長等は、新たに収容される者を収容所等に収容するときは、遵守事項をあらかじめその者に告知しなければならない。</p> <p>4 入国警備官は、被収容者に対し、遵守事項を遵守させるため必要な指導を行うことができる。</p>	<p>(収容開始時の告知) 第五十五條の十八</p> <p>1 入国者収容所長等は、被収容者に対し、その入国者収容所等における収容の開始に際し、次に掲げる事項を告知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項 二 第五十五條の二十九第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項 三 保健衛生及び医療に関する事項 四 宗教上の行為に関する事項 五 書籍等の閲覧に関する事項 六 第五十五條の四十八第一項に規定する遵守事項 七 面会及び通信の発受に関する事項 八 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項 九 第五十五條の七十四第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項 十 苦情の申出に関する事項 <p>2 前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行うものとする。</p>	<p>(収容開始時の告知) 第三十三條</p> <p>1 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている被収容者がその地位を異にするに至ったときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項 二 第四十八條第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項 三 保健衛生及び医療に関する事項 四 宗教上の行為、儀式行事及び教誨かに関する事項 五 書籍等(書籍、雑誌、新聞紙その他の文書、図画(信書を除く。))をいう。以下同じ。)の閲覧に関する事項 六 第七十四條第一項に規定する遵守事項 七 面会及び通信の発受に関する事項 八 懲罰に関する事項 九 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項 十 第六十三條第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項 <p>2 前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行う。</p>	
<p>(指紋及び写真) 第十二條</p> <p>所長等は、新たに収容される者を収容所等に収容するときは、十六歳未満の者を除き、入国警備官に指紋を採取させ、身長及び体重を測定させ、かつ、写真を撮影させなければならない。</p>			
<p>(傷跡等の記録) 第十三條</p> <p>入国警備官は、新たに収容される者の身体に傷跡その他の異状を発見したときは、その状況及び原因等を被収容者名簿に記録しなければならない。</p>			<p>【従前規則】収容開始時の、身体の傷痕等記録規定あり。 ↓ 【改正法案】当該規定消滅</p>
<p>(身体、所持品及び衣類の検査) 第十條</p> <p>所長等は、収容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、入国警備官に被収容者の身体、所持品及び衣類の検査を行わせることができる。</p> <p>(女子の被収容者に関する特則) 第四十條の二</p> <p>1 所長等は、女子の被収容者の身体及び衣類の検査並びに入浴の立会は、女子の入国警備官に行わせなければならない。ただし、女子の入国警備官が不在の場合は、入国警備官以外の女子の職員を指名して、その者に行わせることができる。</p> <p>2 所長等は、前項本文に定める場合のほか、女子の被収容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるように努めなければならない。</p>	<p>(識別のための身体検査) 第五十五條の十九</p> <p>1 入国警備官は、被収容者について、その入国者収容所等における収容の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときも、同様とする。</p> <p>2 女子の被収容者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の入国警備官が行わなければならない。ただし、女子の入国警備官がその検査を行うことができない場合には、男子の入国警備官が入国者収容所長等の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。</p>	<p>(識別のための身体検査) 第三十四條</p> <p>1 刑務官は、被収容者について、その刑事施設における収容の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときも、同様とする。</p> <p>2 女子の被収容者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の刑務官が行わなければならない。ただし、女子の刑務官がその検査を行うことができない場合には、男子の刑務官が刑事施設の長の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。</p>	<p>(識別のための身体検査) 第八十一條、第二百四十二條</p>
<p>(起居動作の時間帯) 第五十五條の二十</p>	<p>入国者収容所長等は、法務省令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを被収容者に告知するものとする。</p>	<p>(起居動作の時間帯) 第八十四條</p> <p>留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを被留置者に告知するものとする。</p>	<p>第二百四十四條</p>
第三節 金品の取扱い等			
<p>(物品の貸与等) 第五十五條の二十一</p>	<p>1 被収容者には、次に掲げる物品(書籍等を除く。以下この条から第五十五條の二十四まで及び第五十五條の六十八第一項第三号において同じ。)であつて、入国者収容所等における日常生活に必要なもの(第五十五條の二十三第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は支給するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 衣類及び寝具 二 食事及び湯茶 三 日用品、筆記具その他の物品 <p>2 被収容者には、前項に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、必要に応じ、入国者収容所等における日常生活に用いる物品(第五十五條の二十三第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は嗜好品を支給することができる。</p>	<p>(物品の貸与等) 第四十條</p> <p>被収容者には、次に掲げる物品(書籍等を除く。以下この節において同じ。)であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの(第四十二條第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 衣類及び寝具 二 食事及び湯茶 三 日用品、筆記具その他の物品 <p>2 被収容者には、前項に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、必要に応じ、室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品(第四十二條第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は嗜好品(酒類を除く。以下同じ。)を支給することができる。</p>	<p>(物品の貸与等) 第八十六條</p>
<p>(自弁の物品の使用等) 第五十五條の二十二</p>	<p>入国者収容所長等は、被収容者が、次に掲げる物品(次条第一項各号に掲げる物品を除く。)について、自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合には、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 衣類 二 食料品及び飲料 三 室内装飾品 四 嗜好品 五 日用品、文房具その他の入国者収容所等における日常生活に用いる物品 	<p>(自弁の物品の使用等) 第四十一條</p> <p>刑事施設の長は、受刑者が、次に掲げる物品(次条第一項各号に掲げる物品を除く。次項において同じ。)について、自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを許すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 衣類 二 食料品及び飲料 三 室内装飾品 四 嗜好品 五 日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品 <p>2 刑事施設の長は、受刑者以外の被収容者が、前項各号に掲げる物品及び寝具について自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合には、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに第十二節の規定により禁止される場合を除き、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。</p>	<p>(自弁の物品の使用等) 第八十七條</p>
<p>(補正器具等の自弁等) 第五十五條の二十三</p>	<p>1 被収容者には、次に掲げる物品については、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 眼鏡その他の補正器具 二 信書を発するのに必要な封筒その他の物品 三 その他法務省令で定める物品 <p>2 前項各号に掲げる物品について、被収容者が自弁のものを使用することができない場合であつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。</p>	<p>(補正器具等の自弁等) 第八十八條</p> <p>1 被留置者には、次に掲げる物品については、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 眼鏡その他の補正器具 二 信書を発するのに必要な封筒その他の物品 三 その他内閣府令で定める物品 <p>2 前項各号に掲げる物品について、被留置者が自弁のものを使用することができない場合であつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。</p>	<p>(補正器具等の自弁等) 第四十二條</p>
<p>(物品の貸与等の基準) 第五十五條の二十四</p>	<p>第五十五條の二十一又は前条第二項の規定により貸与し、又は支給する物品は、被収容者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない。</p>	<p>(物品の貸与等の基準) 第四十三條</p> <p>第八十六條又は前条第二項の規定により貸与し、又は支給する物品は、被留置者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被留置者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない。</p>	<p>(物品の貸与等の基準) 第八十九條</p>
<p>(金品の検査) 第五十五條の二十五</p>	<p>入国者収容所等の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被収容者が収容される際に所持する現金及び物品 二 被収容者が収容中に取得した現金及び物品(信書を除く。次号において同じ。)であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの(入国者収容所長等から支給された物品を除く。) 三 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が入国者収容所等に持参し、又は送付した現金及び物品 	<p>(金品の検査) 第四十四條</p> <p>刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被収容者が収容される際に所持する現金及び物品 二 被収容者が収容中に取得した現金及び物品(信書を除く。次号において同じ。)であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの(刑事施設の長から支給された物品を除く。) 三 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が刑事施設に持参し、又は送付した現金及び物品 	<p>(金品の検査) 第九十一條</p>
<p>(物品の領置) 第十一條</p> <p>1 所長等は、収容所等の保安上又は衛生上必要があると認め、被収容者の物品を領置するときは、当該被収容者に別記第九号様式(甲・乙)による領置証を交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により領置した物品で滅失若しくは破損のおそれがあるもの又は保管に不便なものは、被収容者の承諾を得て廃棄し又は換価してその代金を領置することができる。</p>	<p>(収容時の所持物品等の処分) 第五十五條の二十六</p> <p>1 入国者収容所長等は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当するときは、被収容者に対し、その物品について、親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この節において同じ。)その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保管に不便なものであるとき。 二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。 三 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。 	<p>(収容時の所持物品等の処分) 第四十五條</p> <p>1 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当するときは、被収容者に対し、その物品について、親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保管に不便なものであるとき。 二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。 三 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。 	

			2 前項の規定により物品の処分を求めた場合において、被收容者が相当の期間内にその処分をしないときは、入国者收容所長等は、これを売却してその代金を被收容者に引き渡すものとする。ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。		2 前項の規定により物品の処分を求めた場合において、被收容者が相当の期間内にその処分をしないときは、刑事施設の長は、これを売却してその代金を領置する。ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。	
(物品の授与及び送付) 第三十六条	1 所長等は、被收容者に対し物品の授与の申出があつた場合又は送付があつた場合において、その物品を検査し、收容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、その授与を許可し、又はこれを交付しなければならない。 3 第十一条第一項の規定は、前項の領置について準用する。 2 所長等は、前項の規定による検査の結果、收容所等の保安上又は衛生上支障があると認める物品があるときは、これを返還し、又は領置しなければならない。	(差入物の引取り等) 第五十五条の二十七	1 入国者收容所長等は、第五十五条の第二十三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者(以下この節において「差入人」という。)に対し、その引取りを求めるものとする。 一 被收容者に交付することにより、入国者收容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。 二 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。 三 自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は出所の際に必要と認められる物品(以下この節において「自弁物品等」という。)以外の物品であるとき。 四 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。 2 第五十五条の第二十三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号又は第二号に該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、入国者收容所長等は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。 3 前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。 4 第二項に規定する物品であつて、第一項第四号に該当するものについては、入国者收容所長等は、前項の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができる。 5 第五十五条の第二十三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第三号又は第四号に該当するもの(同項第一号又は第二号に該当するものを除く。)について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、入国者收容所長等は、被收容者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。 6 前条第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。 7 第五十五条の第二十三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、被收容者がその交付を受けることを拒んだ場合には、入国者收容所長等は、差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。	(差入物の引取り等) 第四十六条	刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者(以下「差入人」という。)に対し、その引取りを求めるものとする。 一 被收容者に交付することにより、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。 二 交付の相手方が受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その受刑者に交付することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものであるとき。 三 交付の相手方が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。 四 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。 五 自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品(以下「自弁物品等」という。)以外の物品であるとき。 六 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。 2 第四十四条第三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号から第四号までのいずれかに該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、刑事施設の長は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。 3 前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。 4 第二項に規定する物品であつて、第一項第六号に該当するものについては、刑事施設の長は、前項の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。 5 第四十四条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第五号又は第六号に該当するもの(同項第一号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。)について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、刑事施設の長は、被收容者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。 6 前条第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。 7 第四十四条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、被收容者がその交付を受けることを拒んだ場合には、刑事施設の長は、差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。	(差入物の引取り等) 第九十三条
		(金品の引渡し及び領置) 第五十五条の二十八	1 次に掲げる金品のうち、この節の規定により被收容者が使用し、又は摂取することができるものは、被收容者に引き渡すものとする。 一 第五十五条の第二十一号又は第二号に掲げる金品であつて、第五十五条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないもの 二 第五十五条の第二十三号に掲げる金品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの(被收容者が交付を受けることを拒んだ金品を除く) 2 前項各号に掲げる金品のうち、この節の規定により被收容者が使用し、又は摂取することができるもの以外のものは、入国者收容所長等が領置するものとする。	(物品の引渡し及び領置) 第四十七条	1 次に掲げる物品のうち、この法律の規定により被收容者が使用し、又は摂取することができるものは、被收容者に引き渡す。 一 第四十四条第一号又は第二号に掲げる物品であつて、第四十五条第一項各号のいずれにも該当しないもの 二 第四十四条第三号に掲げる物品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの(被收容者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。) 2 次に掲げる金品は、刑事施設の長が領置する。 一 前項各号に掲げる物品のうち、この法律の規定により被收容者が使用し、又は摂取することができるもの以外のもの 二 第四十四条各号に掲げる現金であつて、前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないもの	(物品の引渡し及び領置) 第九十四条
(物品の領置) 第十一条	1 所長等は、收容所等の保安上又は衛生上必要があると認め、被收容者の物品を領置するときは、当該被收容者に別記第九号様式(甲・乙)による預り証を交付しなければならない。 2 前項の規定により領置した物品で滅失若しくは破損のおそれがあるもの又は保管に不便なものは、被收容者の承諾を得て廃棄し又は換価してその代金を領置することができる。 3 第一項の規定により領置した物品について、被收容者からその全部又は一部の返還申出があつたときは、その申出を適当と認めるときに限り、これを許可することができる。	(保管私物等) 第五十五条の二十九	1 入国者收容所長等は、法務省令で定めるところにより、保管私物(被收容者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品(第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。)及び被收容者が受けた信書でその保管するものをいう。以下この節及び第五十五条の六十八第一項第四号において同じ。)の保管方法について、入国者收容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。 2 入国者收容所長等は、被收容者の保管私物(法務省令で定めるものを除く。)の総量(第五項及び次条において「保管総量」という。)が保管限度量(被收容者一人当たりについて保管することができる物品の量として入国者收容所長等が定める量をいう。同項及び同条において同じ。)を超えるとき、又は被收容者について領置している物品(法務省令で定めるものを除く。)の総量(第四項及び同条において「領置総量」という。)が領置限度量(被收容者一人当たりについて領置することができる物品の量として入国者收容所長等が定める量をいう。同項及び同条において同じ。)を超えるときは、当該被收容者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めることができる。腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品についても、同様とする。 3 第五十五条の二十六第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。 4 入国者收容所長等は、被收容者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるときは、これを領置することができる。ただし、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。 5 入国者收容所長等は、前項の規定により領置している物品について、被收容者がその引渡しを求めた場合には、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。	(保管私物等) 第四十八条	1 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、保管私物(被收容者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品(第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。)及び被收容者が受けた信書でその保管するものをいう。以下この章において同じ。)の保管方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。 2 刑事施設の長は、被收容者の保管私物(法務省令で定めるものを除く。)の総量(以下この節において「保管総量」という。)が保管限度量(被收容者としての地位の別ごとに被收容者一人当たりについて保管することができる物品の量として刑事施設の長が定める量をいう。以下この節において同じ。)を超えるとき、又は被收容者について領置している物品(法務省令で定めるものを除く。)の総量(以下この節において「領置総量」という。)が領置限度量(被收容者としての地位の別ごとに被收容者一人当たりについて領置することができる物品の量として刑事施設の長が定める量をいう。以下この節において同じ。)を超えるときは、当該被收容者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めることができる。腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品についても、同様とする。 3 第四十五条第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。 4 刑事施設の長は、被收容者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるときは、これを領置することができる。ただし、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。 5 刑事施設の長は、前項の規定により領置している物品について、被收容者がその引渡しを求めた場合には、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。	(保管私物等) 第九十五条
(物品の購入) 第三十五条	所長等は、被收容者から衣類、日用品、飲食物その他の物品の自費による購入の申出があつたときは、收容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、これを許可するものとする。	(物品の購入) 第五十五条の三十	入国者收容所長等は、被收容者が自ら保管する現金を使用して自弁物品等を購入することを申請した場合には、その購入により、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることとなることを除き、これを許すものとする。	(領置金の使用) 第四十九条	刑事施設の長は、被收容者が、自弁物品等を購入し、又は刑事施設における日常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合には、必要な金額の現金の使用を許すものとする。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用については、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 購入により、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることとなるとき。 二 被收容者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより購入する自弁物品等の交付を受けることが許されないとき。	(領置金の使用) 第九十六条

		(保管私物等の交付) 第五十五条の三十一	入国者収容所長等は、被収容者が、保管私物、自ら保管する現金又は領置されている物品(第五十五条の六十五に規定する文書図画に該当するものを除く。)について、他の者への交付(信書の発信に該当するものを除く。)を申請した場合には、その交付(その相手方が親族であるものを除く。)により、入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがある場合を除き、これを許すものとする。	(保管私物又は領置金品の交付) 第五十条	刑事施設の長は、被収容者が、保管私物又は領置されている金品(第三百三十三条(第三百三十六条、第三百三十八条、第四百一条、第四百二条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。))に規定する文書図画に該当するものを除く。)について、他の者(当該刑事施設に収容されている者を除く。)への交付(信書の発信に該当するものを除く。)を申請した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとする。 一 交付(その相手方が親族であるものを除く。次号において同じ。))により、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。 二 被収容者が受刑者である場合において、交付により、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。 三 被収容者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。	(保管私物又は領置金品の交付) 第九十七条
		(差入れ等に関する制限) 第五十五条の三十二	入国者収容所長等は、この節に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、差入人による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弃物品等の購入について、入国者収容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。	(差入れ等に関する制限) 第五十一条	刑事施設の長は、この節に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、差入人による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弃物品等の購入について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。	(刑事施設に関する規定の準用) 第九十八条
(領置した物品の返還) 第三十九条	所長等は、被収容者を出所させるときは、領置中の物品を当該被収容者に返還しなければならない。ただし、他の収容所等に移送するため出所させるときは、移送先の入国者収容所又は地方出入国在留管理局に保管替をすることができる。	(領置物の引渡し) 第五十五条の三十三	入国者収容所長等は、被収容者の出所の際、領置している物品をその者に引き渡すものとする。	(領置物の引渡し) 第五十二条	刑事施設の長は、被収容者の釈放の際、領置している金品をその者に引き渡すものとする。	
		(出所者の遺留物) 第五十五条の三十四	1 出所した被収容者の遺留物(入国者収容所等に遺留した金品をいう。以下この節及び第五十五条の八十二において同じ。)は、その出所の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを求めないときは、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。 2 前項の期間内でも、入国者収容所長等は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。	(釈放者の遺留物) 第五十三条	1 釈放された被収容者の遺留物(刑事施設に遺留した金品をいう。以下この章において同じ。)は、その釈放の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを求めないときは、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。 2 前項の期間内でも、刑事施設の長は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。	(刑事施設に関する規定の準用) 第九十八条
		(逃走者等の遺留物) 第五十五条の三十五	1 被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求めないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。 一 逃走したとき 逃走した日 二 第五十五条の五十四第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかったとき 避難を必要とする状況がなくなった日 2 前条第二項の規定は、前項の遺留物について準用する。	(逃走者等の遺留物) 第五十四条	1 釈放された被収容者の遺留物(刑事施設に遺留した金品をいう。以下この章において同じ。)は、その釈放の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを求めないときは、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。 二 第八十三条第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかったとき 避難を必要とする状況がなくなった日 三 第九十六条第一項の規定による作業又は第九十六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日 2 前条第二項の規定は、前項の遺留物について準用する。	(刑事施設に関する規定の準用) 第九十八条
		(死亡者の遺留物) 第五十五条の三十六	死亡した被収容者の遺留物は、法務省令で定めるところにより、その遺族等(法務省令で定める遺族その他の者をいう。以下この章において同じ。)に対し、その申請に基づき、引き渡すものとする。 2 死亡した被収容者の遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため第五十五条の八十二の規定による通知をすることができないときは、入国者収容所長等は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。 3 第一項の遺留物は、第五十五条の八十二の規定による通知をし、又は前項の規定による公告をした日から起算して六月を経過する日までに第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。 4 第五十五条の三十四第二項の規定は、第一項の遺留物について準用する。	(死亡者の遺留物) 第五十五条	1 死亡した被収容者の遺留物は、法務省令で定めるところにより、その遺族等(法務省令で定める遺族その他の者をいう。以下この章において同じ。)に対し、その申請に基づき、引き渡すものとする。 2 死亡した被収容者の遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため第九十六条の規定による通知をすることができないときは、刑事施設の長は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。 3 第一項の遺留物は、第九十六条の規定による通知をし、又は前項の規定により公告をした日から起算して六月を経過する日までに第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。 4 第五十三条第二項の規定は、第一項の遺留物について準用する。	(刑事施設に関する規定の準用) 第九十八条
		第四節 保健衛生及び医療				
		(保健衛生及び医療の原則) 第五十五条の三十七	入国者収容所等においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び入国者収容所等内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。	(保健衛生及び医療の原則) 第五十六条	刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。	(保健衛生及び医療の原則) 第九十九条
(運動) 第二十八条	所長等は、被収容者に毎日戸外の適当な場所で運動する機会を与えなければならない。ただし、荒天のとき又は収容所等の保安上若しくは衛生上支障があると認めるときは、この限りでない。	(運動) 第五十五条の三十八	被収容者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適当な場所で運動を行う機会を与えなければならない。	(運動) 第五十七条	被収容者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならない。ただし、公判期日への出頭その他の事情により刑事施設の執務時間内にその機会を与えることができないときは、この限りでない。	【従前規則】原則として「毎日」「戸外」での運動機会確保を所長等に義務付け 【改正法案】「日曜日その他法務省令で定める日を除き」「できる限り戸外で」と大幅に後退
(衛生) 第二十九条	所長等は、被収容者の衛生に留意し、適宜入浴させるほか、清掃及び消毒を励行し、食器及び寝具等についても充分清潔を保持するように努めなければならない。	(被収容者の清潔義務) 第五十五条の三十九	被収容者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常生活する場所を清潔にしなければならない。	(被収容者の清潔義務) 第五十八条	被収容者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常生活する場所を清潔にしなければならない。	
(衛生) 第二十九条	所長等は、被収容者の衛生に留意し、適宜入浴させるほか、清掃及び消毒を励行し、食器及び寝具等についても充分清潔を保持するように努めなければならない。	(入浴) 第五十五条の四十	被収容者には、法務省令で定めるところにより、入国者収容所等における保健衛生上適切な入浴を行わせるものとする。	(入浴) 第五十九条	被収容者には、法務省令で定めるところにより、刑事施設における保健衛生上適切な入浴を行わせる。	
(健康診断) 第八条	所長等は、新たに収容される者について、必要であると認めるときは、医師の健康診断を受けさせ、り病していることが判明したときは、病状により適当な措置を講じなければならない。	(健康診断等) 第五十五条の四十一	1 入国者収容所長等は、入国警備官に、被収容者から、その入国者収容所等における収容の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならない。 2 入国者収容所長等は、被収容者に対し、三月に一回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、医師による健康診断を受けさせなければならない。入国者収容所等における保健衛生上必要があるときも、同様とする。 3 被収容者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のために必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。	(健康診断等) 第二百条	1 留置業務管理者は、留置担当官に、被留置者から、その留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならない。 2 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところにより、当該留置業務管理者が委嘱する医師による健康診断を行わなければならない。留置施設における保健衛生上必要があるときも、同様とする。 3 被留置者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のために必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。	
(傷病者の措置) 第三十条	1 所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。 2 収容所等には、急病人の発生その他に備え、必要な薬品を常備しておかなければならない。	(診療等) 第五十五条の四十二	1 入国者収容所長等は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、医師等職員又は入国者収容所長等が委嘱する医師等(医師又は歯科医師をいう。次条及び第五十五条の五十三第五項において同じ。)による診療(栄養補給の処置を含む。以下この節及び第五十五条の六十八第一項第五号において同じ。)を行い、その他必要な医療上の措置をとるものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の心身に著しい障害が生ずるおそれ又は他人にその疾病を感染させるおそれがあるときは、その者の意思に反しない場合に限る。 一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。 二 飲食物を摂取しない場合において、その心身に著しい障害が生ずるおそれがあるとき。 2 入国者収容所長等は、前項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ被収容者を入国者収容所等の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被収容者を入国者収容所等の外の病院又は診療所に入院させることができる。	(診療等) 第二百一条	1 留置業務管理者は、被留置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、当該留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがあるときは、その者の意思に反しない場合に限る。 一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。 二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及びおそれがあるとき。 2 留置業務管理者は、前項の規定により診療を行う場合において、被留置者を病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被留置者を病院又は診療所に入院させることができる。	(診療等) 第六十二条

		(指名医による診療) 第五十五条の四十三	1 入国者収容所長等は、負傷し、又は疾病にかかっている被収容者が、医師等(医師等職員及び入国者収容所長等が委嘱する医師等を除く。)を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、入国者収容所等に収容される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その被収容者の医療上適当であると認めるときは、入国者収容所等内又は入国者収容所長等が適当と認める病院若しくは診療所において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。 2 入国者収容所長等は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等(以下この条において「指名医」という。)の診療方法を確認するため、又はその後その被収容者に対して入国者収容所等において診療を行うため必要があるときは、入国者収容所等の職員をしてその診療に立ち合わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。 3 指名医は、その診療に際し、入国者収容所長等が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。 4 入国者収容所長等は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により入国者収容所長等が行う措置に従わないとき、前項の規定により入国者収容所長等が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。	(指名医による診療) 第二百二条	1 留置業務管理者は、負傷し、又は疾病にかかっている被留置者が、当該留置業務管理者が委嘱する医師等以外の医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、留置施設に留置される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その被留置者の医療上適当であると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、留置施設内又は留置業務管理者が適当と認める病院若しくは診療所において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。 2 留置業務管理者は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等(以下この条において「指名医」という。)の診療方法を確認するため、又はその後その被留置者に対して診療を行うため必要があるときは、留置業務に従事する職員をしてその診療に立ち合わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。 3 指名医は、その診療に際し、留置業務管理者が内閣府令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。 4 留置業務管理者は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により留置業務管理者が行う措置に従わないとき、前項の規定により留置業務管理者が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。	(指名医による診療) 第六十三条
		(調髪及びひげそり) 第五十五条の四十四	入国者収容所長等は、被収容者が調髪又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。	(調髪及びひげそり) 第二百三条	留置業務管理者は、被留置者が調髪又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、内閣府令で定めるところにより、これを許すものとする。	(調髪及びひげそり) 第六十条
(伝染病等に対する予防措置) 第三十一条	1 所長等は、伝染病又は伝染性の病気が流行し、又は流行するおそれがあるときは、必要な予防措置を講じなければならない。 2 所長等は、前項の場合において、必要があると認めるときは、飲食物の授与、購入若しくは携帯等を禁止し、又は制限することができる。	(感染症予防上の措置) 第五十五条の四十五	入国者収容所長等は、入国者収容所等内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対し、第五十五条の四十一第二項及び第三項の規定による健康診断又は第五十五条の四十二の規定による診療その他必要な医療上の措置をとるほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置をとるものとする。	(感染症予防上の措置) 第六十四条	刑事施設の長は、刑事施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対し、第六十一条の規定による健康診断又は第六十二条の規定による診療その他必要な医療上の措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置を執るものとする。	
(伝染病患者等に対する措置) 第三十二条	所長等は、被収容者が伝染病又は伝染性の病気がかかったとき、又はその疑いがあるときは、直ちにその者を隔離するとともに、保健所に通報し、消毒を施す等適当な応急措置を講じなければならない。					
		(養護のための措置等) 第五十五条の四十六	1 入国者収容所長等は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする被収容者について、その養護を必要とする事情に応じ、第五十五条の四十二の規定による医療上の措置に準じた措置をとるものとする。 2 入国者収容所長等は、被収容者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、入国者収容所等の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。	(養護のための措置等) 第六十五条	1 刑事施設の長は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする被収容者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を執るものとする。 2 刑事施設の長は、被収容者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、刑事施設の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。	
(事故の防止等) 第十四条	1 入国警備官は、収容所等内外の巡視、見張り及び動しようを行い、被収容者の動静及び施設の異状の有無に注意を払い、もつて保安上の事故の防止に努めなければならない。 2 入国警備官は、収容所等の施設又は被収容者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。					
(適正な給養等) 第二十一条	所長等は、被収容者の給養の適正と衛生の保持に努めなければならない。					
(寝具の貸与) 第二十二条	被収容者に貸与する寝具は、次の品目とし、その数量及び貸与期間は、所長等が定める。 一 毛布又はふとん 二 まくら 三 まくらカバー 四 敷布					
(衣類及び日用品の給与) 第二十三条	1 所長等は、被収容者が物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)第三条第五号に該当する場合において、必要があると認めるときは、一定の衣類及び日用品を給与するものとする。 2 前項の規定により給与する衣類及び日用品の品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。					
(物品の使用) 第二十四条	被収容者に使用させる物品は、次に掲げるものとし、その品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。 一 食卓 二 いす 三 食器 四 理容用具 五 運動用具 六 娯楽用具 七 図書 八 掃除用具 九 洗面用具 2 所長等は、必要があると認めるときは、物品の種類を増加することができる。 3 前項により、物品の種類を増加したときは、理由を付してその旨を出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。 4 所長等は、第一項の理容用具、運動用具及び娯楽用具については、被収容者の申出により、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、使用させるものとする。					
(糧食の種類) 第二十五条	1 被収容者に給与する糧食は、主食、副食及び飲料とする。 2 前項の主食は、被収容者の食習慣を勘案し、米、麦、パン及びびめん類等とする。					
(糧食のエネルギー) 第二十六条	1 被収容者に給与する糧食の一人一日当たりのエネルギーは、二千二百キロカロリー以上三千キロカロリー以下とする。 2 被収容者に給与する副食の栄養基準量は、出入国在留管理庁長官が別に定める。 3 所長等は、医師の意見により、病者、高齢者、妊産婦、授乳婦、乳児その他保健上特に必要があると認める被収容者の糧食のエネルギー及び副食の栄養基準量を適宜増減することができる。					
(検食) 第二十七条	所長等は、被収容者に糧食を給与するときは、これを検食しなければならない。					
		第五節 規律及び秩序の維持				
		(入国者収容所等の規律及び秩序) 第五十五条の四十七	1 入国者収容所等の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。 2 前項の目的を達成するためとる措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穩な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。	(刑事施設の規律及び秩序) 第七十三条	1 刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。 2 前項の目的を達成するためとる措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穩な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。	(留置施設の規律及び秩序) 第二百十条、(海上保安留置施設の規律及び秩序) 第二百六十一条
		(遵守事項等) 第五十五条の四十八	1 入国者収容所長等は、被収容者が遵守すべき事項(次項において「遵守事項」という。)を定めるものとする。	(遵守事項等) 第二百十一条	1 留置業務管理者は、被留置者が遵守すべき事項(次項において「遵守事項」という。)を定める。	(遵守事項等) 第二百六十二条、(遵守事項等) 第七十四条

			<p>2 遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 犯罪行為をしてはならないこと。 二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。 三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。 四 被収容者の処遇に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。 五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。 六 入国者収容所等の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。 七 入国者収容所等の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。 八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。 九 前各号に掲げるもののほか、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要な事項 十 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。 <p>3 前二項に定めるもののほか、入国者収容所長等又はその指定する職員は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に対し、その生活及び行動について指示することができる。</p>			<p>2 遵守事項は、被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 犯罪行為をしてはならないこと。 二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。 三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。 四 留置業務に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。 五 自己又は他の被留置者の留置の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。 六 留置施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。 七 留置施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。 八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。 九 前各号に掲げるもののほか、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項 十 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。 <p>3 前二項のほか、留置業務管理者又はその指定する留置業務に従事する職員は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被留置者に対し、その生活及び行動について指示することができる。</p>	
		(身体の検査等) 第五十五条の四十九	<p>1 入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。</p> <p>2 第五十五条の十九第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用する。</p> <p>3 入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、入国者収容所等内において、被収容者以外の者(第五十五条の五十六第一項各号に掲げる者を除く。)の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。</p> <p>4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。</p>	(身体の検査等) 第七十五条	<p>1 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。</p> <p>2 第三十四条第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用する。</p> <p>3 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、刑事施設内において、被収容者以外の者(弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士とならうとする者(以下「弁護士等」という。)を除く。)の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。</p> <p>4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。</p>		
(隔離) 第十八条	<p>1 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そのおかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合において、所長等は、当該期限にかかわらず、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。 二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。 三 自殺又は自損すること。 <p>2 前項に規定する場合において、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自ら当該被収容者を他の被収容者から隔離することができる。</p> <p>3 入国警備官は、前項の規定による隔離を行ったときは、速やかに所長等に報告しなければならない。</p>	(被収容者の隔離) 第五十五条の五十	<p>1 入国者収容所長等は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 他の被収容者と接触することにより入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。 二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。 <p>2 前項の規定による隔離の期間は、一月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、入国者収容所長等は、十日ごとにこれを更新することができる。</p> <p>3 入国者収容所長等は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。</p>	(受刑者の隔離) 第七十六条	<p>1 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。 二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。 <p>2 前項の規定による隔離の期間は、三月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、一月ごとにこれを更新することができる。</p> <p>3 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。</p>	<p>【改正法案】従前規定とは、隔離の条件と範囲がズレている。(広がったか狭くなったかは、一概には判断しがたい)</p> <p>【改正法案】入国警備官の判断による隔離の規定はなくなった。</p> <p>【改正法案】従前規則では隔離期間の規定がなかったが、実務ではある程度短期間で終了しており、「一月」はむしろ長期化との評価も可能。</p>	
(制止等の措置) 第十七条の二	<p>入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。</p>	(制止等の措置) 第五十五条の五十一	<p>1 入国警備官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、その他入国者収容所等の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。</p> <p>2 入国警備官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入国者収容所等に侵入し、その設備を損壊し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、又はこれらの行為を正しようとするとき。 二 入国警備官の要求を受けたのに入国者収容所又は地方出入国在留管理局から退去しないとき。 三 被収容者の逃走又は入国者収容所等の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。 四 被収容者に危害を加え、又は正に加えようとするとき。 <p>3 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。</p>	(制止等の措置) 第七十七条	<p>1 刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。</p> <p>2 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまことにしようとするとき。 二 刑務官の要求を受けたのに刑事施設から退去しないとき。 三 被収容者の逃走又は刑事施設の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。 四 被収容者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。 <p>3 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。</p>		
(逃走に対する措置) 第十五条	<p>入国警備官は、被収容者が逃走したことを発見したときは、逃走した被収容者を速やかに収容するために必要な措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。</p>						
(戒具の使用) 第十九条	<p>1 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をするおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で、入国警備官に、当該被収容者に対して戒具を使用させることができる。ただし、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自ら戒具を使用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 逃走すること。 二 自己又は他人に危害を加えること。 三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。 <p>2 入国警備官は、前項ただし書の規定により戒具を使用したときは、速やかに所長等に報告しなければならない。</p>	(捕縄及び手錠の使用) 第五十五条の五十二	<p>入国警備官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 逃走すること。 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。 三 入国者収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。 	(捕縄、手錠及び拘束衣の使用) 第七十八条	<p>1 刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 逃走すること。 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。 三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。 <p>2 刑務官は、被収容者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。</p> <p>3 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待たないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。</p> <p>4 拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。</p> <p>5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。</p> <p>6 被収容者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。</p>	(捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用) 第二百十三条	<p>【従前規則】戒具の使用は、所長等の命令を受けて行うのが原則。</p> <p>↓</p> <p>【改正法案】入国警備官自らの判断で行うことを可能とした。</p> <p>【改正法案】刑事施設と違い、拘束衣の規定は除かれている。</p>

(戒具の種類) 第二十条	戒具は、次の四種類とする。 一 第一種手錠 二 第二種手錠 三 第一種捕じよう 四 第二種捕じよう 2 戒具の制式は、別表のとおりとする。		2 捕縄及び手錠の制式は、法務省令で定める。	7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省令で定める。		
		(保護室等への収容) 第五十五条の五十三	1 入国警備官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入国者収容所長等の命令により、その者を保護室又は法務大臣が定める基準を満たす単独室(以下この条及び第五十五条の七十四第一項第三号において「保護室等」という。)に収容することができる。 一 自身を傷つけるおそれがあるとき。 二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。 イ 入国警備官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。 ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。 ハ 入国者収容所等の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。 2 前項に規定する場合において、入国者収容所長等の命令を待たないときは、入国警備官は、その命令を待たないで、その被収容者を保護室等に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を入国者収容所長等に報告しなければならない。 3 保護室等への収容の期間は、二十四時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、入国者収容所長等は、二十四時間ごとにこれを更新することができる。 4 入国者収容所長等は、前項の期間中であっても、保護室等への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。 5 被収容者を保護室等に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、入国者収容所長等は、速やかに、その被収容者の健康状態について、医師等職員又は入国者収容所長等が委嘱する医師等の意見を聴かななければならない。 6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。	(保護室への収容) 第七十九条	1 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。 一 自身を傷つけるおそれがあるとき。 二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。 イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。 ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。 ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。 2 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待たないときは、刑務官は、その命令を待たないで、その被収容者を保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。 3 保護室への収容の期間は、七十二時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、四十八時間ごとにこれを更新することができる。 4 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。 5 被収容者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かななければならない。 6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。	【改正法案】保護室の規定が新設される一方、刑事施設よりは収容期間が短く設定されている。
(保安計画) 第十六条	所長等は、保安上の事故又は非常災害の発生に備え、あらかじめ緊急連絡方法、避難計画その他所要の対策を講じ、随時訓練を実施しなければならない。					
(避難及び一時解放) 第十七条	1 所長等は、非常災害に際し、収容所等内において避難の手段がないと認めるときは、被収容者を収容所等以外の適当な場所に護送しなければならない。 2 所長等は、前項の場合において、護送するいとまがないときは、被収容者を一時解放することができる。 3 所長等は、前項の規定により被収容者を一時解放するときは、被収容者に対し、出頭すべき日時及び場所を指定し、かつ、出頭を確保するために必要な措置を講じなければならない。	(災害時の避難及び解放) 第五十五条の五十四	1 入国者収容所長等は、地震、火災その他の災害に際し、入国者収容所等内において避難の方法がないときは、被収容者を適当な場所に護送しなければならない。 2 前項の場合において、被収容者を護送することができないときは、入国者収容所長等は、その者を入国者収容所等から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、入国者収容所等の外にある被収容者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。 3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、入国者収容所等又は入国者収容所長等が指定した場所に出頭しなければならない。	(災害時の避難及び解放) 第八十三条	1 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法がないときは、被収容者を適当な場所に護送しなければならない。 2 前項の場合において、被収容者を護送することができないときは、刑事施設の長は、その者を刑事施設から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、刑事施設の外にある被収容者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。 3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、刑事施設又は刑事施設の長が指定した場所に出頭しなければならない。	
(外出) 第四十条	1 所長等は、被収容者から外出の申出があつた場合には、やむを得ない事由があると認めるときに限り、これを許可することができる。 2 所長等は、前項の許可により被収容者を外出させるときは、入国警備官に看守させなければならない。			(外出及び外泊) 第六十六条	1 刑事施設の長は、刑法第二十八条(国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。)、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に関係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験を必要と認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限る。 2 第九十六条第四項、第五項(第四号を除く。)及び第六項の規定は、前項の規定による外出及び外泊について準用する。	【従前規則】外出の規定あり ↓ 【改正法案】外出／外泊の規定はなし
(領事官等との面会) 第三十三条	1 所長等は、被収容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許可するものとする。 一 被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官 二 被収容者の訴訟代理人又は弁護人である弁護士(依頼によりこれらの者にならうとする弁護士を含む。)	第六節 外部交通 (面会の相手方) 第五十五条の五十五	入国者収容所長等は、被収容者に対し、他の者から面会の申出があつたときは、これを許すものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序を維持し、又は衛生を保持するため必要があると認めるときは、この限りでない。	(面会の相手方) 第一百零五条	(面会の相手方) 第二百二十四条、第二百六十六条、第二百六十五条	【従前規則】領事官、訴訟代理人&弁護人&ならうとする弁護士の面会は、時間／場所等の指定はできるものの、面会自体を一切拒否できない規定となっていた ↓ 【改正法案】一般面会同様に拒否し得るものとした上に、「入国者収容所等の規律／秩序維持」や「衛生保持」を理由に、広汎に拒否できる規定とされている。
(領事官等以外の者との面会) 第三十四条	1 所長等は、被収容者に対し、前条に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合には、その氏名、被収容者との関係及び面会の理由等を聴取し、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、面会を許可するものとする。					
(領事官等以外の者との面会) 第三十四条	3 所長等は、第一項の規定により面会を許可するときは、入国警備官を立ち会わせなければならない。ただし、所長等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。	(領事官等以外の者との面会の立会い等) 第五十五条の五十六	1 入国者収容所長等は、その指名する職員に、被収容者と次に掲げる者(以下この節において「領事官等」という。)以外の者との面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序を維持し、又は衛生を保持するため必要がないと認められる場合には、その立会い並びに録音及び録画(次項において「立会い等」という。)をさせないことができる。 一 被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官 二 被収容者の訴訟代理人又は弁護人である弁護士(依頼によりこれらの者にならうとする弁護士を含む。) 2 入国者収容所長等は、前項の規定にかかわらず、被収容者と次に掲げる者との面会については、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせなければならない。 一 自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員 二 自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士	(弁護士等以外の者との面会の立会い等) 第一百零六条	(弁護士等以外の者との面会の立会い等) 第二百六十八条、第二百六十六条	【従前規則】一般面会は、原則立会い ↓ 【改正法案】立会いor録音or録画とされた。その結果、行政手続の代理人弁護士の面会は、録音録画され得ることとなる。

<p>(領事官等以外の者との面会) 第三十四条</p>	<p>4 入国警備官は、被收容者又は面会者が保安上支障があると認める行為をしたときは、直ちにこれを制止し、制止に従わないときは、面会を中止させることができる。 5 入国警備官は、前項の規定により面会を中止させたときは、速やかに所長等に報告しなければならない。</p>	<p>(面会の一時的停止及び終了) 第五十五条の五十七</p> <p>1 入国者收容所等の職員は、次の各号のいずれか(領事官等との面会にあつては、第一号口又はハに限る。)に該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時的停止させることができる。この場合においては、面会の一時的停止のため、被收容者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置をとることができる。 一 被收容者又は面会の相手方が次のイからハまでのいずれかに該当する行為をするとき。 イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為 ロ 入国者收容所等の規律及び秩序を害する行為 ハ 衛生上の支障がある行為 二 被收容者又は面会の相手方が次のイからハまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。 イ 暗号の使用その他の理由によつて、入国者收容所等の職員が理解できないもの ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの ハ 入国者收容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの</p> <p>2 入国者收容所長等は、前項の規定により面会が一時的停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。</p>	<p>(面会の一時的停止及び終了) 第六十三条</p> <p>1 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時的停止させることができる。この場合においては、面会の一時的停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。 一 受刑者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。 イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為 ロ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為 二 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。 イ 暗号の使用その他の理由によつて、刑事施設の職員が理解できないもの ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの ハ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの ニ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの ホ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの</p> <p>2 刑事施設の長は、前項の規定により面会が一時的停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。</p>	<p>(面会の一時的停止及び終了) 第二百九条、第二百六十七条</p> <p>【従前規則】領事官、訴訟代理人&弁護人&ならうとする弁護士の面会は、当局が「制止」「中止」は一切できない規定となっていた！ 【改正法案】一般面会同様に「制止」「中止」し得るものとした上に、「被收容者又は面会者が保安上支障があると認める行為をしたとき」と、広汎に制止／中止できる規定とされている。</p>
<p>(領事官等との面会) 第三十三条</p>	<p>2 所長等は、前項の規定により面会を許可するときは、時間及び場所その他面会について必要な事項を指定することができる。</p>	<p>(面会に関する制限) 第五十五条の五十八</p> <p>1 入国者收容所長等は、被收容者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、入国者收容所等の規律及び秩序の維持、衛生の保持その他管理運営上必要な制限をすることができる。</p> <p>2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、面会の相手方一人ごとに一日につき一回を下回つてはならない。</p>	<p>(面会に関する制限) 第六十四条</p> <p>1 刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。</p> <p>2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回つてはならない。</p>	<p>(面会に関する制限) 第六十八条5項、第二百二十条6項</p> <p>【改正法案】面会に関する所長等の「指定」の内容や範囲が、従前よりも広汎かつ詳細になった印象</p>
<p>(領事官等以外の者との面会) 第三十四条</p>	<p>2 前条第二項の規定は、前項の面会について準用する。</p>	<p>(面会に関する制限) 第五十五条の五十九</p> <p>入国者收容所長等は、被收容者に対し、第五十五条の六十一の規定により差し止める場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。</p>	<p>(面会に関する制限) 第六十四条</p> <p>刑事施設の長は、各種被收容者に対し、この目、第六十四条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。</p>	<p>(面会に関する制限) 第六十八条5項、第二百二十条6項</p> <p>【改正法案】信書の発受関連は、従前よりも、規定が非常に細かくなっている。</p>
		<p>(信書の検査) 第五十五条の六十</p> <p>1 入国者收容所長等は、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認められる場合には、その指名する職員に、被收容者が発受する信書について、検査を行わせることができる。</p> <p>2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第四号に掲げる信書について、入国者收容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。 一 領事官等から受ける信書 二 被收容者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書 三 被收容者が自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書 四 被收容者が自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士(弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下この款において同じ。)との間で発受する信書</p>	<p>(信書の検査) 第六十二条</p> <p>1 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認められる場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。</p> <p>2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。 一 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書 二 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書 三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士(弁護士法人を含む。以下この款において同じ。)との間で発受する信書</p>	
<p>(通信文の発受) 第三十七条</p>	<p>1 所長等は、被收容者の発信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に收容所等の保安上支障があると認められる部分があるときは、当該被收容者にその旨を告げてその部分を訂正させ、又はまつ消させた後発信させるものとし、その指示に従わないときは、これを領置するものとする。</p> <p>2 所長等は、被收容者の受信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に收容所等の保安上支障があると認められる部分があるときは、その部分を削除し、又はまつ消して当該被收容者に交付するものとする。この場合において、交付することが相当でないと認めるときは、これを領置するものとする。</p> <p>3 第十一条第一項の規定は、前二項の規定により領置した通信文について準用する。</p>	<p>(通信文の差止め等) 第五十五条の六十一</p> <p>1 入国者收容所長等は、前条の規定による検査の結果、被收容者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。 一 暗号の使用その他の理由によつて、入国者收容所等の職員が理解できない内容のものであるとき。 二 発受によつて、刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。 三 発受によつて、入国者收容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。 四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。 五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、被收容者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び被收容者が弁護士との間で発受する信書であつてその被收容者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p>	<p>(通信文の差止め等) 第六十二条</p> <p>1 刑事施設の長は、第六十二条の規定による検査の結果、受刑者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。 一 暗号の使用その他の理由によつて、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。 二 発受によつて、刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。 三 発受によつて、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。 四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。 五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び受刑者が弁護士との間で発受する信書であつてその受刑者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p>	<p>(通信文の差止め等) 第二百二十四条、第二百七十一条</p> <p>【従前規定】発信文書の削除訂正は「收容所等の保安上支障があると認められる部分があるとき」と ↓ 【改正法案】「受信者を著しく不安にさせるおそれ」「受信者に損害を被らせるおそれ」等にも削除範囲が拡大</p>
		<p>(信書に関する制限) 第五十五条の六十二</p> <p>入国者收容所長等は、法務省令で定めるところにより、被收容者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯並びに被收容者の信書の発受の方法について、入国者收容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。</p>	<p>(信書に関する制限) 第六十三条</p> <p>刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯、受刑者が発信を申請する信書の通数並びに受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。</p>	<p>(信書に関する制限) 第二百二十五条</p>
		<p>(発信に要する費用) 第五十五条の六十三</p> <p>信書の発信に要する費用については、被收容者が負担することができない場合において、入国者收容所長等が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。</p>	<p>(発信に要する費用) 第六十一条</p> <p>信書の発信に要する費用については、受刑者が負担することができない場合において、刑事施設の長が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。</p>	
		<p>(発受を差し止めた信書等の取扱) 第五十五条の六十四</p> <p>1 入国者收容所長等は、第五十五条の六十一の規定により信書の発受を差し止めた場合にはその信書を、同条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。</p> <p>2 入国者收容所長等は、第五十五条の六十一の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。</p> <p>3 入国者收容所長等は、被收容者の出所の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製(以下この章において「発受差止信書等」という。)をその者に引き渡すものとする。</p> <p>4 入国者收容所長等は、被收容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受差止信書等を引き渡すものとする。</p> <p>5 前二項の規定にかかわらず、発受差止信書等の引渡しにより入国者收容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより入国者收容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときも、同様とする。 一 出所した被收容者が、出所後に、発受差止信書等の引渡しを求めたとき。 二 被收容者が、第五十五条の三十五第一項各号のいずれかに該当する場合において、発受差止信書等の引渡しを求めたとき。</p>	<p>(発受を禁止した信書等の取扱) 第六十二条</p> <p>1 刑事施設の長は、第六十二条の規定により信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、第六十二条の規定により信書の一部を削除した場合においてはその削除した部分を保管するものとする。</p> <p>2 刑事施設の長は、第六十二条の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。</p> <p>3 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製(以下この章において「発受禁止信書等」という。)をその者に引き渡すものとする。</p> <p>4 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受禁止信書等を引き渡すものとする。</p> <p>5 前二項の規定にかかわらず、発受禁止信書等の引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときも、同様とする。 一 釈放された受刑者が、釈放後に、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。 二 受刑者が、第五十四条第一項各号のいずれかに該当する場合において、発受禁止信書等の引渡しを求めたとき。</p>	<p>(発受を禁止した信書等の取扱) 第二百二十六条、第二百七十二条</p>

		<p>6 第五十五条の三十四第一項、第五十五条の三十五第一項並びに第五十五条の三十六第二項及び第三項の規定は、被収容者に係る発受差止信書等(前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。)について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第五十五条の六十四第四項の申請」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受差止信書等は、次の各号に掲げる日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被収容者の出所又は死亡の日 二 被収容者が第五十五条の三十五第一項各号のいずれかに該当することとなつた日 		<p>6 第五十三条第一項、第五十四条第一項並びに第五十五条第二項及び第三項の規定は、受刑者に係る発受差止信書等(前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。)について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第三百三十二条第四項の申請」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受差止信書等は、受刑者の釈放若しくは死亡の日又は受刑者が第五十四条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。</p>	
	(被収容者作成の文書図画) 第五十五条の六十五	<p>入国者収容所長等は、被収容者がその作成した文書図画(信書を除く。)を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、被収容者が発する信書に準じて検査その他の措置をとることができる。</p>	(受刑者作成の文書図画) 第三百三十三条	<p>刑事施設の長は、受刑者が、その作成した文書図画(信書を除く。)を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、受刑者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。</p>	
	(電話等による通信) 第五十五条の六十六	<p>1 入国者収容所長等は、被収容者に対し、相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。</p>	(電話等による通信) 第四百四十六条	<p>1 刑事施設の長は、受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。)に対し、第八十八条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。</p>	

			2 第五十五条の六十三の規定は、前項の通信について準用する。		2 第三百三十一条の規定は、前項の通信について準用する。		
		(通信の確認等) 第五十五条の六十七	1 入国者収容所長等は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。 2 第五十五条の五十七第一項(第一号イを除く。)及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。	(通信の確認等) 第四百四十七条	1 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。 2 第十三条第一項(第一号イを除く。)及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。		
		第七節 不服申立て					
(被収容者の申出に対する措置) 第四十一条	1 入国警備官は、被収容者から処遇に関する申出(次条第一項の規定によるものを除く。)、その他法令に定める請求又は申出があつたときは、直ちに所長等に報告しなければならない。 2 所長等は、前項の報告のあつた事項について、速やかに処理し、その結果を当該被収容者に知らせるものとする。					【従前規則】広く一般に処遇に関する申出及び不服の申出制度があつた。 ↓ 【改正法案】審査申請とされた上で、範囲が限定された。	
(不服の申出) 第四十一条の二	1 被収容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、当該措置があつた日から七日以内に、不服の理由を記載した書面により所長等にその旨を申し出ることができる。 2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その申出があつた日から十四日以内に、その申出に理由があるかどうかを判定して、その結果を書面により前項の規定による申出をした者(以下「不服申出人」という。)に通知しなければならない。ただし、不服申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、第一項の申出があつた日から十四日以内に、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。 3 前項の規定による通知に係る書面には、不服申出人が収容中である場合に限り次条第一項の規定による異議の申出をすることができる旨を記載しなければならない。	(審査の申請) 第五十五条の六十八	1 次に掲げる入国者収容所長等の措置に不服がある者は、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、審査の申請をすることができる。 一 第五十五条の六に規定する宗教上の行為の禁止又は制限 二 第五十五条の七第二項の規定による書籍等の閲覧の禁止 三 第五十五条の二十二の規定による自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分 四 第五十五条の三十一の規定による保管私物、自ら保管する現金又は領置されている物品の交付を許さない処分 五 第五十五条の四十三第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止 六 第五十五条の五十一第一項の規定による隔離 七 第五十五条の六十一、第五十五条の六十二又は第五十五条の六十五の規定による信書の発受又は文書図画の交付の差止め又は制限 八 第五十五条の六十四第五項前段の規定による発受差止信書等の引渡しをしない処分(同条第三項の規定による引渡しに係るものに限る。) 2 前項の規定による審査の申請(以下この節において単に「審査の申請」という。)は、これを行う者が自らしなければならない。	(審査の申請) 第五百五十七条	1 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。 一 第四十一条第二項の規定による自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分 二 第四十九条の規定による領置されている現金の使用又は第五十条の規定による保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分 三 第六十三条第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止 四 第六十七条に規定する宗教上の行為の禁止又は制限 五 第七十条第一項又は第七十一条の規定による書籍等の閲覧の禁止又は制限 六 第七十条第二項の規定による費用を負担させる処分 七 第七十六条第一項の規定による隔離 八 第九十八条第一項の規定による作業報奨金の支給に関する処分 九 第一百零二条第二項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による障害手当金の支給に関する処分 十 第一百零四項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による特別手当金の支給に関する処分 十一 第二百二十八条(第三百三十八条において準用する場合を含む。)(の規定又は第二百二十九条、第三百三十条第一項若しくは第三百三十三条(これらの規定を第三百三十六条(第四百四十五条においてその例による場合を含む。)(次号において同じ。)、第三百三十八条、第四百四十一条、第四百四十二条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。)(の規定による信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限 十二 第三百三十二条第五項前段(第三百三十六条、第三百三十八条、第四百四十一条、第四百四十二条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。)(の規定による発受禁止信書等の引渡しをしない処分(第三百三十二条第三項(第三百三十六条、第三百三十八条、第四百四十一条、第四百四十二条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。)(の規定による引渡しに係るものに限る。) 十三 第四百四十八条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分 十四 第五百零一条第一項の規定による懲罰 十五 第五百零三条の規定による物を国庫に帰属させる処分 十六 第五百零四条第四項の規定による隔離 2 前項の規定による審査の申請(以下この節において単に「審査の申請」という。)は、これを行う者が自らしなければならない。	(審査の申請) 第二百二十九条、第二百七十五条	【従前規則】不服申立て期間は7日 ↓ 【改正法案】不服申立て期間は30日
		(審査の申請期間) 第五十五条の六十九	1 審査の申請は、前条第一項に規定する措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にななければならない。 2 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。 3 入国者収容所長等が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申請期間として告示した場合において、その告示された期間内に審査の申請がされたときは、その審査の申請は、法定の期間内にされたものとみなす。	(審査の申請期間) 第五百五十八条	1 審査の申請は、措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にななければならない。 2 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。 3 刑事施設の長が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申請期間として告示した場合において、その告示された期間内に審査の申請がされたときは、その審査の申請は、法定の期間内にされたものとみなす。		
(所長等の処置) 第四十一条の四	所長等は、第四十一条の二第一項の不服の申出が理由があると判定したとき、又は出入国在留管理庁長官が前条第一項の異議の申出が理由があると裁決したときは、その申出をした被収容者の処遇等に關し必要な措置をとるものとする。						
		(行政不服審査法の準用) 第五十五条の七十	行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条並びに第三十九条の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	(行政不服審査法の準用) 第五百五十九条	行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条並びに第三十九条の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	【改正法案】行政不服審査法が一定程度準用されることとなった。	
		(調査) 第五十五条の七十一	1 出入国在留管理庁長官は、職権で、審査の申請に關して必要な調査をするものとする。 2 出入国在留管理庁長官は、前項の調査をする必要があるときは、入国者収容所長等に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請をした者その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。	(調査) 第六十条	1 矯正管区の長は、職権で、審査の申請に關して必要な調査をするものとする。 2 矯正管区の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。		
		(裁決) 第五十五条の七十二	1 出入国在留管理庁長官は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。 2 行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七条(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	(裁決) 第六十一条	1 矯正管区の長は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。 2 行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七条(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		
(異議の申出) 第四十一条の三	1 前条第二項の規定による判定に不服がある被収容者は、同項の規定による通知を受けた日から三日以内に、不服の理由を記載した書面を所長等に提出して、出入国在留管理庁長官に対し異議を申し出ることができる。 2 所長等は、前項の規定による申出があつたとき、速やかにその申出に係る書面及び前条第二項	(再審査の申請) 第五十五条の七十三	1 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。 2 前項の規定による再審査の申請(以下この節において単に「再審査の申請」という。)は、審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にななければならない。	(再審査の申請) 第六十二条	1 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。 2 前項の規定による再審査の申請(以下この節において単に「再審査の申請」という。)は、審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にななければならない。	(再審査の申請) 第二百三十条、第二百七十六条	

	<p>は、途次がその申出に係る言明及び前条第一項の調査に関する書類を出入国在留管理庁長官に送付するものとする。</p> <p>3 出入国在留管理庁長官は、第一項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に理由があるかどうかを裁決して、書面により所長等を経由して第一項の規定による申出をした者(以下「異議申出人」という。)に通知するものとする。ただし、異議申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。</p>		<p>3 第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項、第五十五条の七十一及び前条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>		<p>3 第五十七條第二項、第五十八條第二項、第六十條及び前條第一項並びに行政不服審査法第十五條、第十八條第三項、第十九條第二項及び第四項、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十六條第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第五十條第一項、第五十一條、第五十二條第一項及び第二項、第六十二條第二項並びに第六十四條第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五條第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一條第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>		
(不服の申出) 第四十一条の二	<p>1 被收容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、当該措置があつた日から七日以内に、不服の理由を記載した書面により所長等にその旨を申し出ることができる。</p>	(出入国在留管理庁長官に対する事実の申告) 第五十五条の七十四	<p>1 被收容者は、自己に対する入国者收容所等の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、その事実を申告することができる。</p> <p>一 身体に対する違法な有形力の行使 二 違法又は不当な捕縛又は手錠の使用 三 違法又は不当な保護室等への收容</p> <p>2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。</p> <p>3 第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項及び第三項並びに第五十五条の七十一並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三條、第二十七條並びに第三十九條の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	(矯正管区の長に対する事実の申告) 第六十三條	<p>1 被收容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。</p> <p>一 身体に対する違法な有形力の行使 二 違法又は不当な捕縛、手錠又は拘束衣の使用 三 違法又は不当な保護室への收容</p> <p>2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。</p> <p>3 第五十七條第二項、第五十八條第二項及び第三項並びに第六十條並びに行政不服審査法第十八條第三項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三條、第二十七條並びに第三十九條の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	(警察本部長に対する事実の申告) 第二百七十七條	<p>【従前規定】入国警備官によるおおよそ全ての「措置」が不服申出の対象だった。 ↓ 【改正法案】入国警備官によるものへと主体が拡大される一方、不服申出の対象が限定列挙された。</p>
(不服の申出) 第四十一条の二	<p>2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その申出があつた日から十四日以内に、その申出に理由があるかどうかを判定して、その結果を書面により前項の規定による申出をした者(以下「不服申出人」という。)に通知しなければならない。ただし、不服申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、第一項の申出があつた日から十四日以内に、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。</p> <p>3 前項の規定による通知に係る書面には、不服申出人が收容中である場合に限り次条第一項の規定による異議の申出をすることができる旨を記載しなければならない。</p>	(通知) 第五十五条の七十五	<p>1 前条第一項の規定による申告が適法であるときは、出入国在留管理庁長官は、その申告に係る事実の有無について確認し、その結果をその申告をした者に通知するものとする。ただし、その者が出所したときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第一項の規定による申告が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不合法であるときは、出入国在留管理庁長官は、その旨をその申告をした者に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>3 第五十五条の七十二第一項並びに行政不服審査法第五十条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>4 出入国在留管理庁長官は、前条第一項に規定する事実があつたことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置をとるものとする。</p>	(通知) 第六十四條	<p>1 前条第一項の規定による申告が適法であるときは、矯正管区の長は、その申告に係る事実の有無について確認し、その結果をその申告をした者に通知するものとする。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第一項の規定による申告が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不合法であるときは、矯正管区の長は、その旨をその申告をした者に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>3 第六十一條第一項並びに行政不服審査法第五十條第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>4 矯正管区の長は、前条第一項に規定する事実があつたことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとする。</p>		<p>【従前規定】申出から14日以内に、所長等が判定、通知。 ↓ 【改正法案】申告に対する</p>
		(法務大臣に対する事実の申告) 第五十五条の七十六	<p>1 被收容者は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、第五十五条の七十四第一項に規定する事実を申告することができる。</p> <p>2 前項の規定による申告は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。</p> <p>3 第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項、第五十五条の七十一、第五十五条の七十二第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十三條、第二十七條、第三十九條及び第五十條第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	(法務大臣に対する事実の申告) 第六十五條	<p>1 被收容者は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、第六十三條第一項に規定する事実を申告することができる。</p> <p>2 前項の規定による申告は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。</p> <p>3 第五十七條第二項、第五十八條第二項、第六十條、第六十一條第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十八條第三項、第二十三條、第二十七條、第三十九條及び第五十條第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	(公安委員会に対する事実の申告) 第二百七十八條	
		(法務大臣に対する苦情の申出) 第五十五条の七十七	<p>1 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。</p> <p>2 第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。</p> <p>3 法務大臣は、第一項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を当該苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が出所したときは、この限りでない。</p>	(法務大臣に対する苦情の申出) 第六十六條	<p>1 被收容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。</p> <p>2 第五十七條第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。</p> <p>3 法務大臣は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。</p>		
		(監査官に対する苦情の申出) 第五十五条の七十八	<p>1 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第五十五条の九の規定により実地監査を行う監査官(以下この節において単に「監査官」という。)に対し、苦情の申出をすることができる。</p> <p>2 第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。</p> <p>3 監査官は、口頭による第一項の苦情の申出を受けたに当たっては、入国者收容所等の職員を立ち会わせてはならない。</p> <p>4 前条第三項の規定は、監査官が第一項の苦情の申出を受けた場合について準用する。</p>	(監査官に対する苦情の申出) 第六十七條	<p>1 被收容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第五條の規定により実地監査を行う監査官(以下この節において単に「監査官」という。)に対し、苦情の申出をすることができる。</p> <p>2 第五十七條第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。</p> <p>3 監査官は、口頭による苦情の申出を受けたに当たっては、刑事施設の職員を立ち会わせてはならない。</p> <p>4 前条第三項の規定は、監査官が苦情の申出を受けた場合について準用する。</p>		
		(入国者收容所長等に対する苦情の申出) 第五十五条の七十九	<p>1 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、入国者收容所長等に対し、苦情の申出をすることができる。</p> <p>2 第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。</p> <p>3 被收容者が口頭で第一項の苦情の申出をすることは、入国者收容所長等は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。</p> <p>4 第五十五条の七十七第三項の規定は、入国者收容所長等が第一項の苦情の申出を受けた場合について準用する。</p>	(刑事施設の長に対する苦情の申出) 第六十八條	<p>被收容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができる。</p> <p>2 第五十七條第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。</p> <p>3 被收容者が口頭で第一項の苦情の申出をしようとするときは、刑事施設の長は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。</p> <p>4 第六十六條第三項の規定は、刑事施設の長が苦情の申出を受けた場合について準用する。</p>		
		(秘密申立て) 第五十五条の八十	<p>1 入国者收容所長等は、被收容者が審査の申請等(審査の申請、再審査の申請又は第五十五条の七十四第一項若しくは第五十五条の七十六第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。)をし、又は法務大臣若しくは監査官に対する苦情の申出(第五十五条の七十七第一項又は第五十五条の七十八第一項の苦情の申出をいう。)をするに当たり、その内容を入国者收容所又は地方出入国在留管理局の職員に秘密にすることができるように、必要な措置を講じなければならない。</p>	(秘密申立て) 第六十九條	<p>1 刑事施設の長は、被收容者が、審査の申請等(審査の申請、再審査の申請又は第六十三條第一項若しくは第六十五條第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。)をし、又は法務大臣若しくは監査官に対し苦情の申出をすることができるように、必要な措置を講じなければならない。</p>	(秘密申立て) 第二百三十六條、(秘密申立て) 第二百八十二條	

			2 第五十五条の六十の規定にかかわらず、審査の申請等又は苦情の申出(第五十五条の七十七第一項、第五十五条の七十八第一項又は前条第一項の苦情の申出をいう。次条において同じ。)の書面は、検査をしてはならない。		2 第二百二十七条(第四百四条において準用する場合を含む。)、第三百三十五条(第三百三十八条及び第四百二条において準用する場合を含む。)及び第四百四十条の規定にかかわらず、審査の申請等又は苦情の申出の書面は、検査をしてはならない	
		(不利益取扱いの禁止) 第五十五条の八十一	入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。	(不利益取扱いの禁止) 第七十条	刑事施設の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。	(不利益取扱いの禁止) 第二百三十七条、第二百八十三条
		第八節 死亡				
(死亡) 第四十二条	2 所長等は、被収容者が死亡したときは、死亡の日時、病名、死因等を速やかに親族又は同居者等に通知し、これに遺体及び遺留品を引き渡さなければならない。この場合において、親族又は同居者等から依頼があつたときその他相当と認めるときは、遺留品を廃棄することができる。	(死亡の通知) 第五十五条の八十二	入国者収容所長等は、被収容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受差止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。	第二百三十九条	留置業務管理者は、被留置者が死亡した場合には、内閣府令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受差止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。	(死亡の通知) 第二百七十六条 第13節死亡 第二百八十五条
	1 所長等は、被収容者が死亡したときは、直ちに医師の検案を求める等適切な措置を講じ、 死亡の原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。	(死体に関する措置) 第五十五条の八十三	1 被収容者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がいないときは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九条の規定にかかわらず、その埋葬又は火葬は、入国者収容所長等が行うものとする。	(死体に関する措置) 第七十七条	1 被収容者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がいないときは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九条の規定にかかわらず、その埋葬又は火葬は、刑事施設の長が行うものとする。	【従前規則】「死亡の原因その他必要な事項」を明らかにしておく義務が、所長にあり。 ↓ 【改正法案】当該規定消滅
	3 所長等は、遺体を引き取る者がいないときは、市町村長に対し、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九条の規定による埋葬又は火葬を依頼しなければならない。		2 前項に定めるもののほか、被収容者の死体に関する措置については、法務省令で定める。		2 前項に定めるもののほか、被収容者の死体に関する措置については、法務省令で定める。	
(出入国在留管理 庁長官への報告) 第四十三条	所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対処した措置を直ちに出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。					【従前規則】事故等の入管 庁長官への報告義務 ↓ 【改正法案】当該規定消滅
(収容所等以外の 場所に収容されて いる者に関する準 用) 第四十四条	この規則は、収容令書又は退去強制令書により収容所等以外の場所に収容されている者の処遇について準用する。					【従前規則】入管収容所等 以外への収容者に準用 ↓ 【改正法案】当該規定消滅
(委任事項) 第四十五条	所長等は、出入国在留管理庁長官の認可を受けて、被収容者の処遇に関する細則を定めることができる。					